

令和5年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項

厚生労働省とハンセン病連携国家賠償訴訟全国原告団協議会、同全国弁護団連絡会、全国ハンセン病療養所入所者協議会及びハンセン病家族訴訟原告団（以下これらを総称して「統一交渉団」という。）とは、平成13年7月23日付「基本合意書」、平成13年12月25日付「ハンセン病問題対策協議会における確認事項」及び平成14年1月28日付「基本合意書」に基づき、令和5年6月22日、ハンセン病問題対策協議会を開催し、以下のとおり合意したことを確認した。なお、この確認事項に記載のない事項については、この協議会の議事録による。

1 令和5年3月31日に公表された「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会報告書」を踏まえ、法務省及び文部科学省と連携し、より一層の名誉回復と差別偏見の解消に努める。

- 2 (1) 国立ハンセン病療養所における医師の確保については、へき地・離島に所在する等の地理的状況及び民間医療機関等と比較して給与等の経済的待遇の格差（医師としての経験年数の増加に伴う初任給調整手当の低減による分を含む。）が大きいことが欠員を生じる要因となっていると考えられるところ、この間の取組により、松丘保養園における副園長の配置、多磨全生園における特命副園長制度の活用等がなされたところである。しかしながら、上記欠員の解消に至らない状況（副園長の確保に至らない療養所があることを含む。）を踏まえ、厚生労働省は、医師派遣元大学等への協力金支給等の施策の効果的な運用と併せて、引き続き医師の経済的待遇に関する上記の問題の改善のために必要な要求を最大限行うとともに、上記要因による問題の解消が容易ではない状況を重く受け止め、統一交渉団とも協議しつつ、今後の施策検討に当たっては必要な関係者及び関係機関と連携しながら課題解決に向けた取組を強化し、医師の確保に最大限努める。
- (2) 国立ハンセン病療養所の定員に関する平成26年8月15日付「合意書」を踏まえつつ、高齢化の進展等により、職員の看護・介護によらなければ日々の生活維持が困難な入所者が増えていること、政府の定員合理化計画に基づく定員削減の国立ハンセン病療養所への影響が近時一層深刻になっているとの指摘があること等を踏まえ、上記計画への対応を含む定員に関する要求及び雇用継続職員の増員の実現など、引き続き良好で平穏な療養体制の充実を図るために必要な人員を確保する。三交替制での介護を実施する国立ハンセン病療養所における介護職員の夜間の処遇を改善するため、引き続き人事院に対して介護職員の夜間業務に係る手当の増額を求める。定員及び看護・介護等に関する人員確保について協議するための機会を設ける。
- (3) 国立ハンセン病療養所における期間業務職員の雇用継続及び必要な人員の採用並びに定員内の職員の退職後及び賃金職員等の定員化後の期間業務職員の補充については、効果的な募集方法等に関する療養所間での情報共有を図りつつ、各施設が必要とする職種及び人数を柔軟に採用できる運用を引き続き実施し、入所者への良質な療養環境の提供のために必要な人員を確保する。
- (4) 各国立ハンセン病療養所における定員内の技能・労務職員の退職後の補充について、介護・調理・ライフライン関連職種（電気、水道、ボイラー等）の期間業務職員の新規採用等により必要な人員を確保する。
- (5) 大島青松園における船舶（官用船及び民間委託船）の運航について、その重要性を踏まえ、入所者が地域社会から孤立することなく良好かつ平穏な生活を営むことができるよう、引き続き安全かつ安定的な運航体制の確保に取り組む。また、各療養所の施設整備が円滑かつ迅速に実施される

よう、令和5年4月に医政局医療経営支援課に常締企画調整官を配置するなど支援体制を強化したところであり、さらに、運航関連施設整備工事については、引き続き関連自治体等と連携して必要な対応を行う。

また、大島青松園の将来構想を検討する場の設置に向けた、関係地方自治体等に対する協力要請等の必要な対応を行う。

(6) 各国立ハンセン病療養所への訪問者等が利用するための交通手段の改善に関する課題については、令和4年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項2(6)で確認された協議の機会を令和5年中に設けるため調整を行う。

(7) 入所者一人ひとりの意向を尊重した療養の実現が重要な課題であることを踏まえ、入所者の臨床・生活上の人権問題等に関する委員会的組織（以下「委員会組織」という。）に関し、この間継続的に実施してきた厚生労働省、国立ハンセン病療養所施設長及び統一交渉団による意見交換のための会議並びに各国立ハンセン病療養所の委員会組織の外部委員に対する研修について、それぞれ令和5年度中に実施できるよう必要な事項を協議する。

国立ハンセン病療養所の人員配置や組織体制に関しては、各国立ハンセン病療養所施設長の責任と権限において実施すべきものであることを前提としつつ、入所者の居室移動など入所者の療養環境への影響が大きい事案を進めるに当たっては、全国ハンセン病療養所入所者協議会や入所者自治会等の必要な関係者に対して丁寧な説明を行い、十分な理解を得た上で実施する。

(8) 国立ハンセン病療養所における新型コロナウイルス感染症対応については、高齢化が進む入所者の感染防止のための対策を講じつつ、入所者にとって地域との交流も極めて重要であるとの認識の下、効果的な方策等に関する療養所間での情報共有を図りつつ、感染防止対策と地域との交流の両立に努める。

3 (1) 地域社会で生活する回復者が、ハンセン病特有の後遺症、心情等の個々の具体的な事情に応じた適切な医療及び介護を受けることができるよう、協力医の確保等の支援体制の充実に努めるとともに、個々の回復者と医療機関・介護事業者等をつなぐソーシャルワーカー等の専門相談員（以下「専門相談員」という。）による支援の重要性に鑑み、専門相談員の配置及び拡充に努める。

特に、沖縄県に関しては、「沖縄県ハンセン病対策事業」（令和5年度委託事業者：沖縄県ゆうな協会）の見直しを図り、沖縄本島では、令和5年度中に、専門相談員を配置するとともに、令和6年度以降も専門相談員の拡充に努めることとする。また、離島の宮古島では、遅くとも令和6年度までに専門相談員を配置するよう最大限努力する。

(2) 厚生労働省の委託事業である「沖縄県ハンセン病対策事業」及び「ハンセン病対策事業社会復帰者等支援委託事業」（令和5年度委託事業者：ふれあい福祉協会）について、当事者のニーズや意見に添った適切な運営が行われるよう、委託事業者に対し、当事者との意見交換及びP D C Aサイクルの徹底を指導するとともに、適切に事業の見直しが図られるよう、事業の評価及び管理・監督体制を整える。

(3) 非入所者本人からの聞き取り等の調査を早急に実施し、非入所者によって扶養されていた家族の非入所者の死亡後の生活の安定等を図るために経済的支援の在り方を検討する。

(4) 令和4年度実施の「老後の社会生活に関するアンケート」に引き続き、各地での聞き取りやアンケート等による実態把握を行い、退所者・非入所者の「尊厳ある老後生活」を実現する施策を検討する。

- 4 (1) 各療養所の歴史的建造物史跡等の保存については、取組の進まない療養所への支援を行いつつ、各療養所からの保存対象リストの提出状況に応じて、適宜、歴史的建造物保存等検討会を開催し、令和5年中に療養所の保存対象リストについての審議に努める。
- (2) 各療養所に存在する歴史的文書・資料等の保存の在り方については、各自治会と対話を行いながら検討する。菊池恵楓園歴史資料館については、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）に基づく歴史資料等保有施設としての指定を受ける点につき、令和5年5月に内閣府より、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第4条の定めを満たす必要があるほか、現に保有している行政文書の整理も必要である旨の回答がなされたところである。これを踏まえ、まずは各療養所に存在する資料調査を実施することとし、令和5年7月に開催する国立ハンセン病療養所施設長連絡会議の中で、各療養所に対して同調査実施に関する指示を行う。調査実施に当たっては、特別の人的体制の整備、予算確保、個人情報の取扱い、研修、アーキビストの養成など様々な点に留意し、専門家を含めた検討会設置の要否も含め、統一交渉団と相談しながら進めること。
- (3) 療養所の資料館（社会交流会館）については、各地域におけるハンセン病問題の歴史を伝え、地域住民がハンセン病問題を学ぶことのできる場であるとともに、入所者と地域住民の交流の場であり、極めて重要な施設であることを確認する。学芸員を配置枠どおり配置できていない点は対応を急ぐべき課題であり、委託事業者、療養所、入所者自治会等と相談し、各療養所の実情や資料館（社会交流会館）の活動方針も踏まえて、地元での学芸員の採用、配置を進めていく。また、施設の老朽化、スペース不足等の課題についても統一交渉団と協議する。
- (4) 長らく開催されていなかった重監房資料館運営委員会については令和5年夏に開催することとし、重監房資料館の万全な運営ができるよう、学芸員の配置、適切な予算措置を図る。
- (5) 「医療基本法 共同骨子」に挙げられている項目はいずれも重要な視点であり、厚生労働省の進める施策とも方向性を共有している。国民合意の下で総合的な基本法を策定することが望ましいという考え方に基づき、議員連盟の議論や関係団体の動向を注視しつつ、厚生労働省としても、必要な協力や調整など適切な役割を果たしていく。

5 引き続き、療養所の医療、介護体制の整備及び充実を図るとともに、療養所の将来構想、医療、介護の在り方及び療養所の永続化問題については、国が責任を持って対応すべき喫緊の課題であることを確認し、統一交渉団との意見交換会を継続的に開催して、その課題の具体的な内容について協議、検討する。

- 6 (1) 令和元年6月28日熊本地裁判決を受け、同年7月12日に閣議決定された内閣総理大臣談話、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号。以下「家族補償法」という。）及びハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第56号）の趣旨を十分に踏まえ、ハンセン病回復者及びその家族の意見を尊重しつつ、家族が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むための基盤整備等を行い、偏見や差別のない社会の実現に向けて最大限努力する。
- また、家族交流会事業等の家族関係事業については、家族補償法前文及び第24条で定められた国の責任を踏まえ、家族がこれまで受けた偏見差別の解消及び家族関係の回復を図ることを目的としたものであることをしっかりと認識した上で、事業の実施に努める。

(2) 同様の経験を持つ家族相互の交流を深めることにより、自身の被害回復及び家族関係の回復の一助となるよう、また、家族が講演活動を行うことにより偏見差別の解消及び家族の社会参加が図られるよう、家族交流会事業及び講師等派遣事業を積極的に実施する。

また、当事者による「語り」の重要性を踏まえ、資料館における元患者及びその家族の証言の聞き取り、映像化をさらに進め、啓発活動の充実に向けた取組を強化する。

なお、両事業の実施に当たっては、家族及び弁護団との継続的かつきめ細やかな協議・意見交換を行う。

(3) 家族が社会内で良好かつ平穏な生活を営むため、また家族関係の回復を図るためにには相談体制の整備、充実が必要不可欠であるところ、家族及び弁護団との継続的かつきめ細やかな協議・意見交換を行いつつ、全国的な相談体制の整備及び充実を図るべく、最大限努力する。

(4) 国立ハンセン病資料館及び各地の療養所の資料館（社会交流会館）における、元患者家族に関する展示が不十分である現状を踏まえ、早急に展示の見直しを行い、ハンセン病家族訴訟及びその判決の内容、家族が受けた偏見差別に関する展示を整備する。また、その整備に当たっては、家族及び弁護団との継続的かつきめ細やかな協議・意見交換を行う。

(5) 家族補償法に基づく補償金を受領していない対象者がいまだ多数に上る現実を踏まえ、その原因を分析するとともに、家族及び弁護団等の関係者と協議・意見交換を行い、制度の更なる周知広報等を行う。また、偏見差別を恐れて請求を躊躇（ちゅうちょ）している家族も安心して補償金を受領できるためのきめ細やかな対応を行うなど、権利を有する家族が一人でも多く補償金を受領できるよう、最大限努力する。

また、家族補償法第9条第2項に規定された請求期限が迫っていることから、立法府における法改正による請求期限の延長に関する要望等について、ハンセン病対策議員懇談会及びハンセン病問題の最終解決を進める国会議員懇談会の国会議員の方々に誠実に伝えるよう努める。

令和5年9月7日

統一交渉団
代 表 

ハンセン病問題対策協議会座長
厚生労働副大臣

伊佐進一

